

九州大学病院医療安全監査委員会規程

平成28年度九大規程第69号

制定：平成29年 2月21日

(設置)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学病院（以下「病院」という。）における医療安全管理の取組状況について監査を行い、必要な是正措置を含む助言及び指導等を行うため、九州大学病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 病院長に、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会が行う業務の管理の状況について、報告を求めること。
- (2) 前号に掲げる事項について、実地で確認を行うこと。
- (3) その他医療安全の確保のために必要な措置の実施に関すること。

2 委員会は、必要に応じて、総長又は病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

3 委員会は、前2項に掲げる事項について、その結果を公表するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療機関において、医療安全に係る研究若しくは業務に従事した経験を有する者又は法学に関する専門知識に基づいて、教育、研究若しくは業務を行っている者 若干人
- (2) 医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者（前号に掲げる者を除く。） 若干人
- (3) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号及び第2号に掲げる委員には、それぞれ本学と利害関係のない者を含むものとする。

3 委員会は3名以上の委員で構成するものとし、委員の過半数は本学と利害関係のない者とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は総長が委嘱する。

7 委員会に委員長を置き、本学と利害関係のない委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

8 委員会に、総長が必要と認めた場合、副委員長を置くことができる。

9 副委員長は、委員の互選により本学と利害関係のない委員のうちから選出する。

10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

11 総長は、委員を選出したときは、委員名簿及び選定理由について、速やかに厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

(会議)

第4条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、病院事務部医療管理課において処理する。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。